

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

NO. 15	優先度 B 4		
検討課題	政務活動費に関する透明性の確保		
条文	<p style="text-align: center;">（政務活動費）</p> <p>第18条 2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、その適正な執行について、透明性を確保し、説明責任を果たさなければならない。</p>		
具体的な運用方法等	<p>1 後払い方式の検討 次の理由から、後払い方式は不採用とする。 ただし、会派における所属議員への支払に当たっては、事前に領収書等を確認した上で支出する「後払い制」を徹底する。 ア 後払い方式とした場合、政務活動費が交付されるまでは、各会派又は議員が立て替える必要があり、使途内容によっては立替えの負担が大きくなるため、自由な政務活動の支障となる。 イ コピー機やパソコンのリース料、新聞や雑誌の購読料など、毎月の支出が発生しているものがあり、立替え額の負担を減らそうとすると、精算を頻繁に行わなければならないため、会派内での事務が煩雑になる。 ウ 総務部や議会事務局における交付及びチェックに係る事務作業が増えるため、人件費が増大する。</p> <p>2 第三者機関の設置及びチェック 政務活動費の適正な執行に関して、政務活動費に精通する学識経験者等の専門的知見を活用し、政務活動費の使途や運用指針等に関する意見などを必要に応じて求める。</p> <p>3 交付額の減額 次の理由から、現行の定額制を維持し、限度額制は導入しない。 ア 残余が生じたときは返還することとなっているため、あらかじめ交付額を減額する必要はない。 イ 今後は、政策立案のために調査活動がますます必要になるため、当面状況を見守る必要がある。</p> <p>4 交付時期及び回数の見直し 次の理由から、現在の半期ごと（4～9月及び10月～翌年3月）の交付並びに年1回（4月）の収支報告書及び領収書等証拠書類の提出は、現状のとおりとする。 ア 現状の半期ごとの交付は、四半期ごとの交付と比べ、各会派又は議員が立て替える必要性が少ないため、政務活動の計画が立てやすい。 イ 収支報告書等の提出を半年ごとや四半期ごとに変更した場合、9月議会や決算特別委員会などの時期と重なることとなり、総務部及び事務局における事務がふくそうする。</p>		
関係例規の改正等	例規等の題名		
	改正等の内容		